

## 北九州市重層的支援体制整備事業における支援会議設置要綱

### （設置）

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の6の規定に基づき、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行う支援会議を各区役所に設置し、運営するために必要な事項を定めるものとする。

### （設置する会議の名称）

第2条 前条に定める支援会議を、つながりづくり会議と称する。

### （役割等）

第3条 つながりづくり会議は、次に掲げる協議等を行う会議とする。

- （1） 地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯で、支援関係機関等による支援や支援関係機関等で情報を共有することに同意を得られていない事例について、包括的な支援体制を整備するために必要な情報の交換。
- （2） 前項の事例に対する支援として、多機関協働事業者が作成した支援内容等に関する事項（以下「つながりづくりプラン」という。）（伴走型支援事業者が作成した支援内容等に関する事項（以下「伴走型支援プラン」という。）がある場合は伴走型支援プランを含む。）について、支援関係機関が参加して合議のもとで支援の適切性を判断する。
- （3） つながりづくりプラン終結時における、支援の経過と成果（伴走型支援プランがある場合は伴走型支援プランを含む。）を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうかを検討する。
- （4） 前2号に掲げるもののほか地域生活課題を解決するために必要と認められる事項。

### （組織）

第4条 つながりづくり会議は、以下の組織により構成する。

- （1） つながりづくり会議に議長をおくものとし、議長は、区役所保健福祉担当部長とする。
  - （2） 構成員は、別表に掲げる者の中から、協議を行う個々のケースに応じて、議長が必要な者の参加を要請する。
- 2 議長は、別表に掲げる者以外にも、必要に応じ、支援対象者への支援に必要と思われる者の参加を求めることができる。

(つながりづくり会議の召集、開催等)

第5条 つながりづくり会議は、議長が招集し会議を主催する。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する者がその職を代理する。

3 つながりづくり会議は、対象ケースの有無により適宜開催するが、生活困窮者自立支援事業における支援調整会議などの開催に合わせ概ね月1回の開催を目安とし、会議の機動性の低下、事務負担の増大など、円滑な会議運営に支障が生じないように配慮した柔軟な会議運営を行うものとする。

4 議長は、前項の規定にかかわらず、緊急に支援対象者の支援について調整する必要があるときは、前条に掲げる構成員のうち必要な者のみを招集し、適宜重層会議を開催することができる。

(個別会議)

第6条 つながりづくり会議の開催に先立ち、当該地域住民又は世帯に関わりを有している担当者等により、当該つながりづくり会議に向けた協議を行う場合、当該協議を当該つながりづくり会議の一部とすることができる。

(資料提出)

第7条 議長は、つながりづくり会議の開催にあたり、必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、会議の事務について知り得た情報を漏らしてはならない。

2 前項に違反して秘密を漏らした者は、法第159条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されることがある。

3 公務員などその他法令等により守秘義務が課せられている出席者以外の者は、会議出席に際し、別記様式による誓約書の提出を求める。

(事務局庶務)

第9条 つながりづくり会議の事務局は区役所保健福祉課に置き、事務局長は保健福祉課長とする。

2 事務局の庶務は、区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワーク係が行う。

(記録の保管)

第10条 区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワーク係は、議事録を整理して保管する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、つながりづくり会議の運営に関し必要な事項は議長が別に定める。

2 つながりづくり会議は、孤独・孤立対策推進法（令和 5 年法律第 4 5 号）第 1 5 条第 1 項に規定する孤独・孤立対策地域協議会を兼ねるものとする。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

|      |                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長   | 区役所保健福祉担当部長                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局長 | 区役所保健福祉課長                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局  | 区役所保健福祉課                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 構成員  | 多機関協働事業者<br>伴走型支援事業者<br>参加支援事業者<br>包括的相談支援事業者<br>区役所保健福祉課<br>福祉、就労、税務、住宅等の支援に関わる行政機関<br>学校を始めとした教育関係者、病院、警察等の公的機関<br>ガス・電気等の供給事業者、民間のサービス提供事業者及び新聞配達所、郵便局等個別訪問により市民の日常生活に関わる事業所等地域の関係機関<br>民生委員・児童委員、地域住民等<br>支援対象者が利用するサービス提供実施機関の職員等<br>その他保健福祉担当部長が必要と認める者 |

別記様式

つながりづくり会議

# 誓約書

私は、社会福祉法に基づくつながりづくり会議において知り得た個人の情報について、他に漏らさないことを誓約します。

令和      年      月      日

[illegible]